

**「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」
及び「同例示集」の改正案について**

1. 経緯

第三分野事後検証等に係る「生協法施行規則等の一部改正」が2019年3月31日に施行されたことに伴い、実務ガイドおよび同例示集に新たに「第三分野共済の共済契約に係るストレステストへの関与」について規定し、さらに保険計理人の実務ガイドでは既に策定されている「割戻しの関与」について新たに規定する。

2. 実務ガイド（例示集合む）の改正案の概要（別紙1および別紙2参照）

(1) 告示の改正に伴う変更点

第三分野共済の共済契約に係るストレステストへの関与について規定する。(第10条、第12条、第14条)

(2) 割戻しに関する事項の新設

割戻しへの関与方法として、次の内容を規定する。(第25条～第29条)

なお、法令では共済計理人の関与事項として明示されているのは契約者割戻しのみだが、実務指針要領における整理に合わせ、利用分量割戻しについても契約者割戻しと同様の取り扱いとすることが望まれるため、実務ガイドでは関与事項として契約者割戻しと同等に取り扱う整理とする。

- ・実務ガイド（割戻し）の対象
- ・割戻しの立案への関与
- ・法令等に従った割戻準備金積立への関与
- ・仕組開発・改廃等に伴う割戻しに係る算出方法への関与
- ・割戻しに関するシステム開発等への関与

(3) その他

(1) 及び (2) の改正と合わせて、一部表現を修正する。

3. 適用時期

2020年4月1日以降に開始する事業年度から適用する。

以 上